

令和3年第10回農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和3年11月2日(火)	
場 所	大潟村役場二階『特別会議室』	
時 間	午後1時30分～2時16分	
出席委員	大 島 和 夫 会 長 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 宮 川 清 子 委 員 佐 藤 友 能 委 員 田 中 誠 悦 委 員 北 條 友 紀 委 員	土 井 博 文 職務代理者 渡 邊 琢 磨 委 員 橋 本 考 由 委 員 高 橋 忠 良 委 員 椎 川 健 一 委 員 小 林 信 之 委 員
出席した事務局職員	宮 田 雅 人 局 長 今 野 智 美 主 事	池 田 龍 成 主 査 武 田 聖 子 事務補助
議事日程	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第32号】 農用地利用集積計画案(令和3年10号)の諮問に対し、意見を求める件について 【議案第33号～35号】 買受適格証明申請に対し、意見を求める件について 【報告第3号】 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に基づく農地転用について 5. 閉 会	

審議内容 局長	只今から、令和3年第10回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。
会長	<p>11月に入りましたが例年よりも暖かい日が続いております。農作業の方は若干まだ稲刈りされている方もいるようですが、天候不良で大豆の収穫等だいぶ混乱されているようです。そんな中でできるだけ早く作業の区切りがつけばなと思っております。昨日は秋田県農業委員会大会並びに懇親会、みなさまご苦勞様でした。また日曜日には衆議院議員総選挙投開票がありまして、秋田県内では小選挙区・比例で今までと同じ人が確保できたのでそれはそれでよかったのかなと思っております。これからの4年間秋田のため大潟村のために頑張っていたきたいと思います。</p> <p>業務報告ですが、先月は私は業務報告に該当する事はありませんでしたが、新米まつり実行委員会に職務代理に出席してもらっております。本日は案件の審議よろしくお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p>【議事録署名委員】 1番 工藤 猛 委員 2番 渡邊 琢磨 委員</p>
会長	<p>議案第32号「農用地利用集積計画案(令和3年第10号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
池田主査	<p>本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。</p> <p>詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。</p>
今野主事	<p>整理番号3-164労働力不足により、田2筆9,802㎡、対価総額6,371,300円の所有権移転。</p>

	<p>整理番号3-165高齢化による経営縮小により、田1筆2,961㎡、対価総額1,776,600円の所有権移転。</p> <p>整理番号3-166高齢化による経営縮小により、田1筆7,903㎡、対価総額4,741,800円の所有権移転。</p> <p>整理番号3-167高齢化による経営縮小により、田2筆9,942㎡、対価総額7,500,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号3-168高齢化による経営縮小により、田2筆9,957㎡、対価総額6,000,000円の所有権移転です。</p>
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
小 林 委 員	整理番号3-164・165・166の譲受人ですが、農業従事者の女1人というのは間違いありませんか。
今 野 主 事	役員の中での従事者ということで、役員は女1人です。役員以外は農業補助者の主として従事する者に入ります。
会 長	他にご意見ございませんか。
猪 股 委 員	整理番号3-164・165・166の譲受人の会社設立はいつですか。
今 野 主 事	平成30年9月3日です。
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員 各 位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第32号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員 各 位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。

会 長	議事日程についてお諮りいたします。議案第33号から議案第35号は関連がございますので一括上程してよろしいでしょうか。
委員各位	異議なし。
会 長	議案第33号から第35号「買受適格証明申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
池田主査	議案第33号から第35号の議案書に基づき説明。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
猪股委員	5年間飼料用作物を作ることが条件とされておりますが、購入してから5年間ということでしょうか。
池田主査	所有権移転してから5年間ということです。落札日より5日以内に県と落札者が契約を締結し、その後20日以内に代金を支払ってからの所有権移転となります。
会 長	5年後はどうなるのですか。
池田主査	畜産的利用という縛りはなくなりますが、新規開田は抑制されています。また、経営所得安定対策等の補助対象農地にはなりません。
猪股委員	水田にするには用水路が私有となっておりますので独自での整備が必須ということですね。
会 長	他にご意見ございませんか。
高橋委員	西側に隣接する排水路は大潟土地改良区に譲渡協議をする予定とありますが、不調に終わった場合自分で非水路を掘らなければいけないということですか。

池田 主査	購入者が必要に応じて排水路を自ら掘ることも検討することになるかもしれません。
	休 憩 2:00 再 開 2:10
会 長	他にご意見ございませんか。
委員 各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第33号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員 各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第34号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員 各位	多数・挙手
会 長	ありがとうございました。賛成多数で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第35号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員 各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	報告第3号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に基づく農地転用について」事務局より報告願います。

池田主査	報告第3号は200㎡以下の農地転用です。 (報告第3号に基づき説明。)
北條委員	建物予定地に隣接している農地は自分の農地ですか。
池田主査	自分の農地です。
会長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。